

# 砥部町障がい者相談支援事業実施要綱

平成19年1月19日

告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の規定に基づく相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、砥部町とする。ただし、障がいの種類ごとに事業の全部または一部を適切な事業運営が確保できると認められる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者または同法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活の支援を必要とする身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児並びにその家族で、町内に住所を有する者
- (2) 前号に規定する者のほか、町長が特に必要と認めた者

(情報の保持等)

第4条 相談支援事業に従事する者は、利用者及びその世帯の人格の尊重に万全を期し、その業務において知り得た情報を漏らしてはならない。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス等の利用援助
  - ア サービス情報の提供
  - イ サービス利用の助言
  - ウ 介護相談
  - エ サービス利用申請の援助
  - オ その他必要な保健医療サービスの利用援助
- (2) 社会資源を活用するための支援
  - ア 施設等の紹介
  - イ 福祉機器の利用助言
  - ウ 住宅改修の助言

エ 住宅の紹介

オ その他社会資源を活用するために必要な支援

(3) 社会生活力を高めるための支援

社会生活訓練プログラム等の実施

(4) ピアカウンセリング（障がい者自身がカウンセラーとなっていく、社会生活上必要とされる心構え及び生活能力の習得に対する個別的援助・支援）

(5) 権利の擁護のために必要な援助

(6) 専門機関の紹介

(7) 地域自立支援協議会の運営

(8) その他障がい者の在宅生活を支えるために必要な事業  
(利用料)

第6条 相談支援事業の利用料は、無料とする。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成25年7月3日告示第97号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年3月17日告示第25号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。